

# OANDAポイントプログラム利用規約

## 第1条(目的)

本規約は、OANDA証券株式会社(以下「当社」といいます)が店頭外国為替証拠金取引、店頭株価指数CFD取引及び店頭商品CFD取引において提供するOANDAポイントプログラム(以下「本プログラム」といいます)の利用条件を定めることを目的とします。

## 第2条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1)ポイント:本プログラムに基づき、当社が顧客に付与するポイントをいいます。
- (2)会員ステータス:会員の取引量に応じて当社が定める会員のランクをいいます。
- (3)取引量:会員が当社において行った取引の米ドル建て換算の総額をいいます。
- (4)有効期限:ポイントが付与された日から数えて6か月後の月末をいいます。

## 第3条(会員資格)

1. 当社に口座を開設している個人は、口座開設完了と同時に本プログラムの会員となります。
2. 会員は、当社に開設した口座が解約された場合には本プログラムから退会するものとします。

## 第4条(ポイントの付与)

1. ポイントは、会員が当社において行った取引量に応じて、当社が定める基準により付与されます。
2. ポイントは、会員ステータスに応じた倍率で付与されます。倍率は当社のホームページ上に掲載することで公表します。
3. ポイントは、各取引銘柄によって異なります。付与されるポイント数は当社のホームページ上に掲載することで公表します。
4. ポイントは、各営業日終了後、当該日の取引量に応じて日次で計算され、翌営業日の18時頃に付与されます。
5. システム障害ポリシー等に基づいて調整等が発生した場合や、当社の計算間違いによって付与されたポイントは、過去にさかのぼり取り消す場合があります。

## 第5条(ポイントの交換)

1. ポイントは、10ポイントにつき1円で換算するものとし、交換の上、会員の取引口座に入金することができます。
2. ポイントは、5,000ポイント(=500円)ごとに交換できます。
3. ポイントの交換は、付与日付が古いものから順に行われます。

## 第6条(ポイントの譲渡等の禁止)

会員は、保有するポイントを他の会員に譲渡したり、会員間でポイントを共有したりすることはできません。

## 第7条(ポイントの失効)

1. 当社が会員に付与したポイントは、以下のいずれかの事由が生じた場合、失効します。

- (1)有効期限を経過した場合
- (2)会員が退会した場合
- (3)会員が死亡し相続が発生した場合
- (4)会員が本規約及び取引約款に違反した場合
- (5)当社が本プログラムを終了した場合

2. 失効したポイントは、理由の如何を問わず、再度有効にできません。

## 第8条(規約の変更)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、当社のホームページへの掲載その他当社が適当と認める方法により公表または通知することにより、本規約をいつでも変更できるものとします。

- (1)本規約の変更が、利用者への一般の利益に適合するとき。
- (2)本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 本規約の変更は、当社が会員に通知した時点から効力を生じるものとします。

## 第9条(費用負担)

本ポイントプログラムに係る税金などの公租公課、その他一切の費用は、会員の負担とします。

## 第10条(本プログラムの終了)

当社は、当社ホームページにおいて一定期間告知することにより、何ら責任を負うことなく、本プログラムをいつでも終了できるものとします。

## 第11条(禁止事項)

本プログラムでは以下の行為を行ってはなりません。

- (1)不正な方法でポイントを取得する行為
- (2)ポイントを不正に利用する行為
- (3)他の利用者のアカウントを不正に利用する行為
- (4)本規約に違反する行為
- (5)その他、当社が不適切と判断する行為

## 第12条(免責事項)

当社は、本プログラムの運営に関し、以下の事項について責任を負いません。

- (1)ポイントの付与、利用、交換に関する遅延、不具合
- (2)本プログラムの変更、中断、終了
- (3)利用者の過失によるポイントの損失
- (4)その他、当社が合理的に予見できない事由による損害

**第13条**(準拠法および管轄裁判所)

1. 本規約の準拠法は、日本法とします。
2. 本プログラムに関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第14条**(疑義の解決)

本規約の解釈に疑義が生じた場合その他本プログラムについて疑義が生じた場合には、当社の裁量においてその取扱を決定するものとします。

2025年4月1日 制定